

町会掲示板利用要綱

1. 掲示できるもの……………営利目的でない公共性のあるもの
 2. 掲示期間……………概ね 2 週間以内とする
 3. 訃報の掲示について
 - ① 訃報の掲示は、なくなられた方の関係者又は隣組の方が行ってください。
 - ② 掲示した方は責任を持って、葬儀終了後速やかにはがして下さい。
 - ③ 掲示板の設置している場所は町会役員が把握しておりますので、担当の部長に確認いただき、掲示場所は適宜選定下さい。
- 訃報の様式は特にこだわりませんが、参考様式を町会役員がっておりますので、照会下さい。